法務省矯正局

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案につき 追加調査等により判明した事項

第1 本資料について

名古屋刑務所職員による暴行・不適正処遇事案に係る第三者委員会に おいて、今後、同事案の背景事情を含めた全体像の把握、原因分析及び再 発防止策の検討をいただくに当たり、御議論の前提として、これまでの行 政調査で判明した事項を整理の上、同委員会に提供するものである。

第2 概要

1 事案

名古屋刑務所職員合計 2 2 名が、令和 3 年 1 1 月 1 2 日から令和 4 年 9 月 1 日までの間、名古屋刑務所内の昼夜単独室棟等において、受刑者 X (6 0 歳代男子)、 Y (4 0 歳代男子)、 Z (5 0 歳代男子) に対して、身体に対する不適切な実力行使又はその他の不適正処遇合計 4 2 1 件を行った。うち 1 件において、受刑者 X がけが(全治 5 日見込み)を負った。

2 関係職員

年齡:20歳代17名、30歳代5名(令和4年12月末日現在)

性別:全て男性

階級:看守20名、主任看守1名、看守部長1名(うち15名が採用3年以内)

所属:全て処遇部処遇部門(受刑者の処遇や警備を担当)

第3 本件不適正処遇の内容(関係職員別の行為態様の詳細は別紙1参照)

1 行為態様別件数

身体に対する不適切な実力行使

95件

その他の不適正処遇

3 2 6 件 (合計 4 2 1 件)

2 本件不適正処遇が行われた状況

関係職員の本件不適正処遇は、巡回中に受刑者に注意指導したり、受刑者からの申出に対応するなどといった、関係職員の日常業務の過程で行われていた。また、本件不適正処遇が行われた各場面においては、関係職員と関係受刑者との間で基本的な意思疎通のほか、告知や指導の意味内容について十分な認識の共有が困難な状況があったものと認められた。

関係受刑者は、いずれも昼夜間単独室に収容されていたが、行為が行わ

れた際、一時的に静穏室又は保護室に収容されていた場合もあった。

関係職員と関係受刑者が1対1の状況で行われたものが大半であったが、映像記録から他の職員がその状況を目撃していたものが26件確認できた。

3 関係職員が行った行為件数別の分布

1~ 5件 7名

6~10件 6名

11~20件 3名

21~40件 1名

41~60件 4名

6 1 件~ 1 名

※ 3名の関係受刑者に不適正処遇を行っていた関係職員が2名、2名の関係受刑者に不適正処遇を行っていた関係職員が5名、1名の関係 受刑者に不適正処遇を行っていた関係職員が15名存在している。

4 関係受刑者別の内訳

(1) 受刑者X(合計348件)

・ 身体に対する不適切な実力行使 職員10名 88件

その他の不適正処遇 職員18名 260件

(2) 受刑者 Y (合計 4 5 件)

・ 身体に対する不適切な実力行使 職員 3名 5件

その他の不適正処遇 職員 7名 40件

(3) 受刑者 Z (合計 2 8 件)

・ 身体に対する不適切な実力行使 職員 1名 2件

その他の不適正処遇 職員 6名 26件

5 関係職員の動機

関係職員ごとに異なるものの、おおむね以下のような動機で本件不適正 処遇に及んだ旨を供述している。

- 指示に従わず、又は要求を繰り返すなどの関係受刑者の態度に立腹したため
- 関係受刑者を指示に従わせるため
- (関係受刑者を指示に従わせることで)上司から高評価を得るため
- 悪ふざけ
- 優越感を味わうため

6 監督職員の認識

調査結果は以下のとおりであり、名古屋刑務所長を始めとする監督職員が本件不適正処遇が行われていることを認識していたとの事実は認定でき

なかった。

- (1) 映像記録及びその他の関係資料には、監督職員が関係職員による本件不適正処遇を目撃した状況等、その認識を裏付けるものが見当たらなかったこと
- (2) 関係職員のいずれの供述からも監督職員の認識を示す具体的事実が確認されなかったこと
- (3) 監督職員らは、いずれも認識を否定していること
- (4) 名古屋刑務所の監督職員らが隠ぺいや正当化を図った痕跡が認められず、むしろ、本件不適正処遇が発覚後、積極的な事実関係の調査を指示したことが確認されたこと
- 7 第1回第三者委員会(令和4年12月27日開催)配布資料5からの 変更点
 - (1) 関係職員数(合計人数に変更ないものの、行為者につき変更あり。) 追加の資料調査及び事情聴取の結果、新たに職員A23による不適正 処遇1件(別紙1-3「A23看守」関係)が判明する一方、A22(疑 いとされた行為は不適正処遇1件のみ)について行為の事実特定に至ら ず、関係職員から外すこととなったため、結論として関係職員数の合計 に変更はなかった。
 - (2) 行為の件数の変更(462件から421件に減少)
 - ・身体に対する不適切な実力行使 107件 → 95件(12件減)
 - その他の不適正処遇355件 →326件(29件減)

<変更の理由>(事実認定の方法の概要は別紙2参照)

○ 追加の調査により新たに発見した事例

・ 身体に対する不適切な実力行使

5 件

・ その他の不適正処遇

4 4 件

- 行為の件数の計上方法を整理した結果、時間的に近接した一連の 行為を1個の行為として評価することとなった事例
 - ・ 身体に対する不適切な実力行使

8件

• その他の不適正処遇

29件

- 資料の精査により、事実認定が困難であると判断した事例
 - 身体に対する不適切な実力行使

8件

その他の不適正処遇

38件

- 資料の精査により、該当する行為態様の分類を変更することが相 当と判断した事例
 - ・ 「その他の不適正処遇」から「身体に対する不適切な実力行 使」に変更することが相当と判断した事例 2件

- ・ 「身体に対する不適切な実力行使」から「その他の不適正処遇」に変更することが相当と判断した事例 3件
- 1個の行為が重複して計上されていたものを整理した事例
 - その他の不適正処遇

7件

第4 本件不適正処遇の主な背景事情として考えられるもの

1 関係職員の人権意識の欠如

本件不適正処遇の内容自体から、関係職員に人権意識が欠けていたことは明らかである。

刑務官は、受刑者の人権に配慮しながら、その改善更生に向けて尽力 すべき存在であるにもかかわらず、その職務の本質が理解されていなか ったものと言わざる得ない。

前記第3の5に記載のとおり、悪ふざけや優越感を味わうためなどといった動機で本件不適正処遇に及んだ職業倫理以前の道徳観が欠如した者も認められた。

2 受刑者の特性に応じた処遇方法が十分に検討・共有されていなかった こと

受刑者には、薬物乱用者、知的能力の制約等から意思疎通が困難な者、 高齢者、身体に障害のある者など、多様な者が存在し、個々の受刑者の 特性に応じた処遇が求められるところ、本件不適正処遇は、関係職員と 関係受刑者との間で、基本的な意思疎通が図られていない等の状況にお いてなされていた。また、前記第3の5に記載の動機を前提とすれば、 関係職員がそれぞれ関係受刑者の対応に苦慮していた状況もうかがわれ る。

この点、名古屋刑務所においては、受刑者の特性に応じた具体的な処遇・対応方法が十分に検討・共有されないまま、関係職員が関係受刑者に画一的な対応を行った側面があり、これが職員と受刑者間のトラブルの一因になっていたと考えられる。

3 若手職員が1人で処遇困難者に対応する勤務体制

名古屋刑務所は、犯罪傾向が進んでいる受刑者(B指標)や心身に疾患を有し治療が必要な受刑者(M指標・P指標)等を収容しており、令和3年末時点では、暴力団加入歴等がある者の割合が約37%、高齢受刑者(65歳以上)の割合が約16%、医療上の配慮を要する者の割合が約64%であるなど、処遇上の困難が予想される者が多数収容されて

いた。

これに対し、処遇部門では、各工場や居室棟ごとに1人ないし2人の 刑務官が「担当」に指名され、各担当職員が自らが受け持つ受刑者の処 遇を担っていた。

このような処遇形態の下、名古屋刑務所では、余暇時間の動静視察が中心となる夜間・休日については、若手職員1名を居室棟の担当に指名していた。

その結果、処遇に困難を伴う受刑者が多数収容されている昼夜間単独 室棟においても若手職員が受刑者と1対1で対応する状況となっていた。

4 監督職員が不適正処遇を早期に発見する仕組みの不備

本件不適正処遇の現場となった昼夜間単独室棟では、監督職員による 巡回が行われていたものの、本件不適正処遇の発見に至らなかった。

所内各所に監視カメラが設置され、その映像は総合警備システム(監視卓)において職員が常時監視する体制がとられていたが、当該監視は受刑者の動静視察を目的としており、職員による不適正処遇を防止・発見する目的で運用されていなかった上、多数の画面を同時に監視する体制であり、今回の個別の行為が短時間で行われていたことから随時の発見に至らなかった。

また、本件不適正処遇を目撃した職員がいながら、これが監督職員に報告されることは令和4年8月23日までなかった。

5 不適正処遇を受けた受刑者を救済する仕組みが機能しなかったこと

- (1) 被収容者の処遇については、各種の不服申立制度(注)が設けられているところ、調査の結果、受刑者Y・Zから不服申立てをしたい旨の申出がなされていながら、関係職員がこれを適切に受け付けず、申出を断念するに至っていた。
 - (注)被収容者の不服申立制度
 - ① 矯正管区の長に対する審査の申請及び法務大臣に対する再審査 の申請

刑事施設の長による処分等に対するもの

- ② 矯正管区の長又は法務大臣に対する事実の申告 刑事施設の職員による有形力の行使などに対するもの
- ③ 法務大臣、監査官又は刑事施設の長に対する苦情の申出 処遇全般に対するもの
- (2) 刑事施設には、施設運営全般に関して刑事施設の長に対して意見を

述べる機関として刑事施設視察委員会が置かれているところ、令和元年度から令和4年度までの間に、名古屋刑務所視察委員会から名古屋刑務所に対して、職員の言動関係について計151件の調査依頼がなされたが、本件不適正処遇に関するものは含まれていなかった。

他方、令和3年度における調査依頼の中には、関係受刑者とは別の 受刑者から関係職員1名の言動に対する不満に関するもの(職員に嫌 われ、パワハラを受けていると指摘するもの)が1件含まれていたが、 名古屋刑務所からは不適切な事実は認められないとの回答がなされて いた。

名古屋刑務所視察委員会は令和2年度及び令和3年度において、名 古屋刑務所長に対し、職員の言動や応対等について、所内での調査で は限界があるため、客観的な第三者による調査等、一定の対策を講じ ることを求める意見を出していたが、名古屋刑務所は、本件不適正処 遇の防止・発見に至らなかった。

6 行刑改革会議提言に示された理念が十分に浸透していない状態となっていたこと

平成13年から翌14年にかけて名古屋刑務所で発生した受刑者3名の死傷事件を契機として、行刑改革会議が立ち上げられ、行刑改革のための議論が行われた。

同会議は、平成15年に行刑改革会議提言をとりまとめ、その中で受刑者処遇の在り方や職員の人権意識の改革など、多数の事柄について提言を行い、これらを受けて法改正を含む行刑運営の見直しが進められてきた。

しかしながら、同じ名古屋刑務所において、再び複数の刑務官により受刑者の身体に対する不適切な実力行使や不適正処遇が繰り返されていたという事実が明らかとなったことは極めて深刻であり、行刑改革会議提言で示された受刑者の人権を尊重し、改善更生や社会復帰を図るという理念が現時点において現場で十分に浸透していない状態となっていたと言わざるを得ない。

1 具体的な行為の態様

行為態様(身体に対する不適切な実力行使)	件	数
手で顔をたたく、指で顔をはじく		15
非接触型体温計で顔などをつつく、たたく		15
手や胸ぐらなどをつかんで引き寄せるなどする		11
食器口扉を閉めて手にぶつける・同扉を閉めて手を挟む		9
アルコールスプレーを顔面に噴射する		8
太ももなどを蹴る		6
手で手をたたく		5
洗剤などの液体を投げ掛ける		4
枕などを顔などに投げ当てる		4
ボールペンで顔などをたたく		3
タオルケットなどで顔などをたたく		3
新聞紙で腕などをたたく		2
手で肩をたたく		2
手をつねる		2
手で腰をたたくなどする		2
上記の複数の行為を連続して行ったもの		4
(合計)		95

2 具体的な行為の態様

行為態様(その他の不適正処遇)	件	数
申出に対応しない、無視をする		54
暴行のふりをするなどして威嚇する		25
物品を食器口から居室内に投げ入れる		24
土足での居室への立入り		21
物品の提供をしない、必要もないのに引き上げる		20
職員が単独で居室扉を開扉する		20
物品の提供を妨害する、遅延させる		19
罵倒するような暴言を吐く		19
就寝時間帯の受刑者に嫌がらせ		19
報知器を作動させないようにする		12
居室扉等を足で蹴ったり物でたたく		11
暴言以外の不適切な発言		10
職員が単独で居室扉を開扉して土足で居室内に入る		9
中指を立てて挑発する		9
不必要に居室扉を手でたたくなどして音を立てる		8
必要もないのに居室の照明を消す、明滅を繰り返す		7
申出の際に、土下座をさせる		6
居室内の物品を乱雑に扱う		4
スポーツドリンクを支給しない		3
不必要にラジオのスイッチを切る		3
発覚を免れるため、自己に不利益な申出をしないように促す		2
用便の申出を許可しない		2
使用済みマスクを支給する		2
わざとお茶を多く注いでこぼす		2
わざと配食時に食べ物に触れる		2
細かくちぎった新聞紙を居室内に入れる		1
身体に不適切に触る		1
土足で居室内へ立ち入り、物品をける		1
嫌がらせ目的で、食器口付近にアルコールスプレーを噴霧する		1
回覧新聞を規定時間読ませない		1
居室扉を仮錠の状態にする		1
薬(錠剤)を壁にこすりつけて、つぶそうとする		1
食器口から物品を居室内に投げ入れるふりをする		1
食器口のほこりを付着させた薬(錠剤)を服用させる		1
同僚に使用済みのマスクを入れるようそそのかす		1
不必要に指印用インクを付けさせ、服で拭い取らせる		1
廊下に直置きした布団を足で移動させる		1
薬袋に記載された文字を読ませ、からかう		1
(合 計)		326

3 関係職員行為態様別一覧表

(A	1	看守)

受刑者		件数
Х	身体に対する不適切な実力行使	13
^	その他の不適切処遇	44
\	身体に対する不適切な実力行使	1
ī	その他の不適切処遇	2
(合計)	60

(A2看守)

	<u> </u>	
受刑者		件数
Х	身体に対する不適切な実力行使	22
^	その他の不適切処遇	58
7	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	4
(合計)	84

(A3看守)

<u> </u>		
受刑者	1 a 103 (D) 101	件数
Х	身体に対する不適切な実力行使	27
^	その他の不適切処遇	22
V	身体に対する不適切な実力行使	0
ī	その他の不適切処遇	2
7	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	1
(合計)	52
)	52

<u>(A 4 看守)</u>

受刑者		件数
Х	身体に対する不適切な実力行使	4
^	その他の不適切処遇	32
V	身体に対する不適切な実力行使	0
T	その他の不適切処遇	4
7	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	1
(合計)		41
(1111	/	71

_(A5看守)

2	受刑者	行為態様	件数
	\	身体に対する不適切な実力行使	6
′	^	その他の不適切処遇	2
	(合計)		8

(A6看守)

受刑者行為態様	件数
│ 、 │身体に対する不適切な実力行使	5
^ その他の不適切処遇	13
(合計)	

件数

0 5

5

(A7看守)	
受刑者行為態様	件数
メ 身体に対する不適切な実力行使	<u> </u>
へ その他の不適切処遇	
(合計)	7
(A8看守)	
受刑者行為態様	件数
メ 身体に対する不適切な実力行使	3 0
^ その他の不適切処遇	
(合計)	3
(A 9看守)	
受刑者行為態様	件数
X 身体に対する不適切な実力行使	3
^ その他の不適切処遇 	
(合計)	6
_(A 1 0 看守)	
受刑者行為態様	件数
X 身体に対する不適切な実力行使 その他の不適切処遇	1 6
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	
(合計)	7
(A 1 1 看守)	
受刑者行為態様	件数
X 身体に対する不適切な実力行使 その他の不適切処遇	0
(合計)	2
(A12看守)	14. ¥L
受刑者行為態様	件数
X その他の不適切処遇	13
(合計)	17
(
(A13看守) 受刑者行為態様	件数
│ 、 │身体に対する不適切な実力行使	
へ その他の不適切処遇	8
(合計)	8
	'

(A14看守) 受刑者行為態様 X 身体に対する不適切な実力行使 その他の不適切処遇

(合計)

(A15看守)

受刑者	行為態様	件数
Х	身体に対する不適切な実力行使	0
^	その他の不適切処遇	10
7	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	1
(合計)	11

(A16看守)

受刑者	行為態様	件数
\	身体に対する不適切な実力行使	0
I	その他の不適切処遇	1
(合計)		1

(A17主任看守)

受刑者	行為態様	件数
	身体に対する不適切な実力行使	0
^	その他の不適切処遇	22
(合計)		22

(A18看守)

受刑者行為態様		件数
Х	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	4
(合計)		4

(A19看守)

<u> </u>	
受刑者行為態様	件数
│ 、 │身体に対する不適切な実力行使	0
^ その他の不適切処遇	9
(合計)	

(A20看守部長)

受刑者	行為態様	件数
Υ	身体に対する不適切な実力行使	1
	その他の不適切処遇	1
Z	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	3
(合計		5

(A21看守)

受刑者		件数
Υ	身体に対する不適切な実力行使	3
	その他の不適切処遇	29
Z	身体に対する不適切な実力行使	2
	その他の不適切処遇	16
(合計)		50

(A23看守)

受刑者	<u> 行為態様</u>	件数
Υ	身体に対する不適切な実力行使	0
	その他の不適切処遇	1
(合計)		1

事実認定の方法について

1 事実認定の判断基準

- (1) 映像記録に行為の主要部分が記録されている場合 映像記録に基づき事実認定を行った。
- (2) そのような映像記録がない場合
 - ア 複数の関係者の供述が合致する場合には、関係者の供述に基づき事実を認定した。
 - イ 関係者単独の供述しかない場合は、その他の資料(断片的映像など) によって一定の裏付けが得られれば、関係者の供述に基づき事実を認定 した。
 - ウ 関係者単独の供述を裏付けるに足りるその他の資料(断片的映像など) が得られない場合には、関係者供述に基づく事実認定はしなかった。

2 行為の個数の判断基準

- (1) 同一類型の行為が時間的に連続又は近接している場合(おおむね15分以内を目安とした)には、1個の行為と評価した。
- (2) 関係資料を精査した結果、同種行為が時間的に連続している場合に、別個の行為として件数を計上しているものと、1件として計上しているものが混在していることが判明したことから、全体の計上方法を統一化して整理を行ったものである。